

第108回 定時株主総会
招集ご通知

FUTABA



日時

2022年6月22日(水曜日)
午前10時

新型コロナウイルス感染拡大防止および皆様の安全・安心の観点から、極力、インターネット等または郵送により事前に議決権を行使いただき、当日の来場はお控えいただくようご検討をお願い申し上げます。

ご来場の株主様への「お土産」はご用意しておりません。

場所

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15
岡崎市シビックセンター 4Fコンサートホール
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください)

フタバ産業株式会社

証券コード:7241

株主の皆様へ



取締役社長
吉貴寛良

ごあいさつ

株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第108回定時株主総会を2022年6月22日(水曜日)に開催いたしますので、ここにご通知申し上げます。

株主総会の議案および事業の概要につきご報告申し上げますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます。

2022年6月

ステークホルダーの皆様
に信頼される会社であり続けたいという
思いを、「社是」「経営理念」に刻み、
事業活動を行っております。

社是

よい品、より安く

経営理念

私たちは、

1. お客様に信頼され、なくてはならない会社
2. 共に働く仲間が、生きがいと誇りを持てる会社
3. 地域社会から広く支持され、愛される会社

であるよう、たゆまぬ努力を続けます。

目次

招集ご通知	2
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	7
第2号議案 取締役7名選任の件	9
第3号議案 監査役1名選任の件	16
第4号議案 役員賞与の支給の件	17
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	41
計算書類	44
監査報告書	47
中期経営計画	51
トピックス	53

株 主 各 位**第108回定時株主総会招集ご通知**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第108回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場をお控えいただき、インターネット等または郵送による議決権行使をご推奨申し上げます。

インターネット等または郵送による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、4ページに記載のご案内にしたがって、2022年6月21日（火曜日）午後4時45分までに到着するように、ご送付またはご入力をお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月22日（水曜日）午前10時		
2. 場 所	愛知県岡崎市羽根町字貴登野15 岡崎市シビックセンター 4Fコンサートホール (会場が前回と異なっておりますので、末尾の株主総会会場 ご案内略図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください)		
3. 目的事項 報告事項	1. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第108期（2021年4月1日から2022年3月31日まで） 計算書類報告の件		
決議事項	第1号議案 定款一部変更の件	第3号議案 監査役1名選任の件	
	第2号議案 取締役7名選任の件	第4号議案 役員賞与の支給の件	

以 上

インターネット開示情報

当社ウェブサイト <https://www.futabasangyo.com/>



● 連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、本招集ご通知の株主総会参考書類および添付書類への記載を省略し、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、本招集ご通知および添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

● 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

● 定時株主総会決議ご通知につきましては、書面によるご送付に代えて、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

ご 注 意

本定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止への対応について、以下のとおりご案内を申し上げます。株主の皆様におかれましては、ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

株主様へお願い

- 感染リスクを避けるため、本年も株主様の健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただき、インターネット等または郵送による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- 本年は開催場所が前回と異なっておりますので、ご注意ください。
- ご来場の株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願いいたします。また、体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございます。
- 感染拡大防止のため、開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願いいたします。
- ご来場の株主様への「お土産」はご用意しておりません。


接触感染リスク低減のための当社の対応


- 運営スタッフは、事前に体調確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- 会場内にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- 会場内は、感染拡大防止のため座席の間隔を広くとることから、ご用意できる席数を制限させていただきます。座席数を超えるご来場がある場合、ご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。


今後、株主総会当日までの状況変化とその対応につきましては、
当社ウェブサイト（<https://www.futabasangyo.com/>）にてお知らせします。
株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には次の3つの方法がございます。

	インターネット等による議決権行使	
	<p>パソコン、スマートフォン等から当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、同封の「議決権行使書」に記載された「議決権行使コード」、「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に沿って議案に対する賛否を議決権行使期限までにご入力ください。</p>	
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #008080; color: white;"> 詳細は5頁から6頁をご覧ください </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #008080; color: white;"> スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」による方法(6頁)をご確認ください </div> </div>	
	議決権行使ウェブサイト	https://www.web54.net/ <small>※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません</small>
議決権行使期限	2022年6月21日(火曜日)午後4時45分送信分まで	

	郵送による議決権行使	
	<p>同封の「議決権行使書」に議案に対する賛否をご表示のうえ、議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。なお、各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案に「賛成」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。</p>	
議決権行使期限	2022年6月21日(火曜日)午後4時45分到着分まで	

	出席による議決権行使	
	<p>同封の「議決権行使書」を会場受付にご提出ください。また、本冊子「第108回 定時株主総会招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。</p>	

ご留意事項

- インターネット等と郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

機関投資家の皆様へ

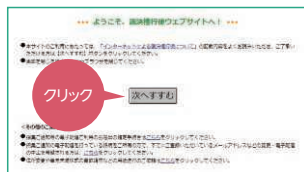
上記のインターネットによる議決権行使のほかに、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権をインターネット等により行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、議決権行使書用紙の左下に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」を入力して、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願い申し上げます。

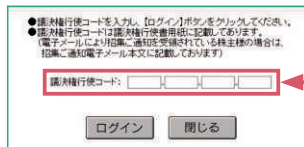
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>



携帯電話やスマートフォン等の場合、議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってアクセスいただくことも可能です。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2 ログイン

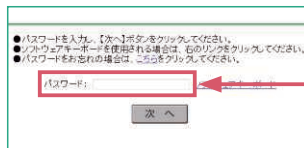


議決権行使コード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

3 パスワードの入力



パスワード



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがって手続きください。

システムに関するご注意事項

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためのプロバイダへの接続および通信料金
- ・事業者への通信料金は、株主様のご負担となります。

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

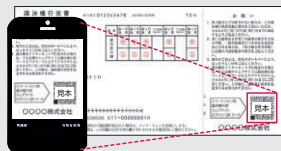
 0120-652-031

(午前9時 ~ 午後9時)

インターネット等による議決権行使のご案内

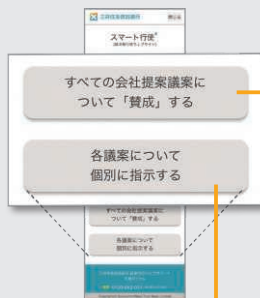
「スマート行使」による方法

1 QRコードを読み取る



スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙右下に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

3 各議案の賛否を選択



画面の案内にしたがって各議案の賛否を選択

以降は画面の指示にしたがって賛否をご入力ください。

- 「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。
- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙左下に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。
- スマートフォンでQRコードを読み取るにはアプリが必要となります。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

提案の理由

- (1) 当社の事業領域の拡大および今後の事業展開に対応するとともに、事業の現状に即した目的事項に整理するため、現行定款第2条（目的）の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日が2022年9月1日と定められたことを踏まえて、株主総会資料の電子提供制度を導入することを前提に、次のとおり、これに伴って不要となる現行定款第15条を削り、新たに第15条第1項として株主総会参考資料等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定め、あわせて、同条第2項として書面交付請求をした株主に交付する書面に記載すべき事項の範囲を限定するための定めを設けるとともに、定款変更の効力の発生日等に関する附則を設けるものであります。

変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、その他の金属製品ならびにこれらの部品および理化学工業品の製造販売</u> (2) <u>前号に付帯関連する一切の業務</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) <u>輸送用機器、電気機器、事務用機器、農業関連機器およびその他の金属製品（これらの部品を含む。）ならびに理化学工業品の製造販売</u> (2) <u>前号に掲げる事項に関する技術開発、発明研究およびコンサルティングならびにこれらの利用</u> (3) <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削る)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附則 第1条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律 第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第3条 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。

当社は、取締役会に期待される役割・責務（中でも、客観的な立場から、執行役員・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと、会社の持続的な成長を促し、中長期的な企業価値の向上を図ること）をより一層適切に果たすことができるよう、取締役会の構成を見直すことといたしました。

つきましては、社外取締役4名（うち3名は現任の社外取締役）を含む、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案の内容は、取締役会が、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会の審議・答申を受けて、これを決定しております。

候補者 番号	氏名	現在の地位	取締役会 出席状況	在任年数
1	再任 魚住 吉博	取締役 執行役員	10回／10回 (100%)	1年
2	再任 吉田 隆行	取締役 執行役員	12回／12回 (100%)	10年
3	再任 大橋 三夫	取締役 執行役員	12回／12回 (100%)	7年
4	再任 堀江 正樹 社外 独立	取締役	12回／12回 (100%)	6年
5	再任 市川 昌好 社外 独立	取締役	12回／12回 (100%)	4年
6	再任 宮島 元子 社外 独立	取締役	12回／12回 (100%)	3年
7	新任 宮部 義久 社外	監査役	—	—

(注) 魚住吉博氏の出席状況につきましては、2021年6月17日の就任以降に開催された取締役会を対象としております。

候補者番号

1

う お ず み よ し ひ ろ
魚 住 吉 博

(1958年4月9日生)

再任



所有する当社株式の数
38,019株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 トヨタ自動車販売株式会社入社
- 2010年 1月 トヨタ自動車株式会社生産企画部車両企画室室長
- 2013年 4月 同社元町工場工場長
- 2013年 4月 同社生産管理本部物流領域領域長
- 2015年 4月 同社本社工場工場長
- 2015年 4月 同社広瀬工場工場長
- 2017年 4月 同社常務役員
- 2017年 4月 同社中国本部副本部長
- 2017年 4月 广汽トヨタ自動車有限公司取締役社長
- 2021年 4月 当社執行役員
- 2021年 6月 当社取締役執行役員（現在に至る）

[当社における担当] 生産・生産技術

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社において常務役員を務めた経験に加え、当社において2021年より取締役として経営に携わってきた経験を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

2

よ し だ た か ゆ き
吉 田 隆 行

(1958年5月21日生)

再任



所有する当社株式の数
34,444株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社
- 2008年 11月 当社商品企画室室長
- 2010年 7月 当社商品企画室執行役員
- 2011年 7月 当社技術本部副本部長兼商品企画室執行役員
- 2012年 6月 当社取締役
- 2013年 6月 当社取締役常務執行役員
- 2016年 6月 当社取締役専務執行役員
- 2021年 1月 当社取締役執行役員（現在に至る）

[当社における担当]
部品企画統括・技術・品質保証担当
CDO (Chief Digital Transformation Officer)

取締役候補者とした理由

当社における商品企画、技術部門を中心とした経験に加え、当社において2012年より取締役として経営に携わってきた経験を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

3 ^お ^お ^は ^し ^ふ ^み ^お
大橋 二三夫 (1960年8月23日生)

再任



所有する当社株式の数
58,144株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年 4月	トヨタ自動車株式会社入社
2004年 1月	同社財務部財務企画室室長
2005年 1月	同社財務部為替資金室室長
2006年 1月	同社経理部資金室室長
2007年 1月	同社技術管理部経理室室長
2009年 1月	トヨタモーターマニュファクチャリングカナダ株式会社財務統括責任者
2014年 1月	トヨタ自動車株式会社グローバル監査室室長
2015年 6月	当社常勤顧問
2015年 6月	当社取締役常務執行役員
2017年 6月	当社取締役専務執行役員
2021年 1月	当社取締役執行役員 (現在に至る)

[当社における担当]

総務・人事・経理担当、経理・財務本部長

取締役候補者とした理由

トヨタ自動車株式会社における経理財務部門を中心とした経験に加え、当社において2015年より取締役として経営に携わってきた経験を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、取締役候補者としております。

候補者番号

4 堀江正樹

(1949年11月25日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1973年 4月	プライスウォーターハウス会計事務所入所
1980年 11月	監査法人伊東会計事務所入所
1997年 7月	同会計事務所代表社員
2001年 1月	中央青山監査法人代表社員
2006年 9月	あらた監査法人代表社員
2010年 6月	同監査法人退所
2010年 7月	公認会計士堀江正樹会計事務所開設（現在に至る）
2011年 6月	株式会社東海理化電機製作所社外監査役
2015年 6月	当社監査役
2016年 6月	イビデン株式会社社外監査役
2016年 6月	当社取締役（現在に至る）
2017年 6月	イビデン株式会社監査等委員である社外取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

公認会計士として長年培われた専門的な知識、経験に加え、当社において2015年より社外監査役、社外取締役を歴任し、経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。

独立性に係る事項

当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

5 市川 昌好 (1953年1月10日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
2,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1977年	4月	豊田合成株式会社入社
2004年	6月	同社オプトエレクトロニクス事業部副事業部長
2005年	6月	同社取締役
2008年	6月	同社オプトエレクトロニクス事業部事業部長
2010年	6月	同社常務取締役
2011年	1月	豊晶光電股份有限公司董事長
2012年	6月	豊田合成株式会社取締役・専務執行役員
2012年	6月	豊田合成ノースアメリカ株式会社取締役会長
2015年	6月	豊田合成株式会社取締役副社長
2017年	6月	同社顧問
2017年	7月	東海カーボン株式会社技術顧問（現在に至る）
2018年	6月	当社取締役（現在に至る）
2019年	6月	豊田合成株式会社顧問退任

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

豊田合成株式会社における長年の経営者としての経験に加え、当社において2018年より社外取締役として経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。

独立性に係る事項

当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

6

みや しま もと こ
宮島 元子 (1957年1月1日生)

再任

社外取締役

独立役員



所有する当社株式の数
1,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年 4月	弁護士登録
1993年 4月	株式会社豊田自動織機入社
1997年 9月	南山大学法学部非常勤講師
2002年 4月	名古屋大学法学部非常勤講師
2004年 4月	名城大学大学院法務研究科教授
2004年 12月	株式会社豊田自動織機退社
2006年 1月	入谷法律事務所客員弁護士（現在に至る）
2009年 10月	愛知県公害審査会委員
2012年 6月	名古屋市開発審査会委員
2016年 4月	愛知県行政不服審査会委員
2016年 6月	株式会社カノークス社外取締役（現在に至る）
2019年 6月	当社取締役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

弁護士として長年培われた専門的な知識、経験に加え、当社において2019年より社外取締役として経営に対する助言をいただいております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。

独立性に係る事項

当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合は同届出を継続する予定であります。

責任限定契約

当社と同氏との間につきましては、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7 ^{みや}宮 ^べ部 ^{よし}義 ^{ひさ}久 (1967年8月9日生)

新任

社外取締役



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1991年 4月	トヨタ自動車株式会社入社
2009年 6月	同社内外装生技部成形技術室室長
2016年 1月	同社堤工場組立部部长
2020年 1月	トヨタサウスアフリカモータース株式会社 チーフコーディネーティングエグゼクティブ
2021年 1月	トヨタ自動車株式会社元町工場工場長（現在に至る）
2021年 6月	トリニティ工業株式会社監査役（現在に至る）
2021年 6月	当社監査役（現在に至る）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

トヨタ自動車株式会社において長年培われた生産技術部門に係る専門知識を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の経営に反映していただきたく、社外取締役候補者としております。

責任限定契約

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 堀江正樹氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 - 市川昌好氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
 - 宮島元子氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
 - 宮部義久氏の社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、各候補者が取締役に就任した場合には、候補者全員を被保険者として、前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役宮部義久氏は本總會終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

はやし しげ お
林 繁 雄

(1957年8月21日生)

新任

社外監査役

独立役員



所有する当社株式の数
0株

略歴、地位および重要な兼職の状況

1981年 4月	オリンパス光学工業株式会社（現オリンパス株式会社）入社
2006年 1月	同社生産技術本部生産調査部部长
2008年 4月	同社伊那工場工場長
2009年 6月	同社執行役員
2011年 10月	長野オリンパス株式会社代表取締役社長
2012年 4月	オリンパス株式会社取締役常務執行役員
2016年 4月	同社取締役専務執行役員
2016年 6月	同社専務執行役員
2019年 3月	同社退任
2020年 1月	ユアサネオテック株式会社顧問（現在に至る）
2020年 10月	日本能率協会参与（現在に至る）
2022年 2月	株式会社瑞光アドバイザー（現在に至る）

社外監査役候補者とした理由

オリンパス株式会社において取締役専務執行役員を務めた経験に加え、同社における生産技術部門を中心とした経験を有しております。その豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただきたく、社外監査役候補者としております。

独立性に係る事項

同氏が選任された場合、当社は同氏を東京証券取引所および名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出る予定であります。

責任限定契約

同氏が選任された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める額の合計額を限度とする契約を締結する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその監査に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を補填することとしております。なお、候補者が監査役に就任した場合には、監査役全員を被保険者として、前記の役員等賠償責任保険契約を更新する予定であります。

ご参考 第2・3号議案をご承認いただいた場合の役員体制

当社の取締役・監査役が有している能力・経験は以下のとおりであります。

	企業 経営	技術・ 開発	生産技術・ 製造・品質	営業・ 調達	財務 会計	法務・ ガバナンス	人事	環境	業界の 知見	海外 事業
取締役社長 魚住吉博	○		○	○		○		○	○	○
取締役執行役員 吉田隆行	○	○							○	
取締役執行役員 大橋二三夫	○				○	○	○		○	○
社外取締役 堀江正樹	○				○				○	
社外取締役 市川昌好	○	○	○						○	○
社外取締役 宮島元子						○		○	○	
社外取締役 宮部義久	○		○					○	○	○
監査役 加藤和典				○		○	○		○	
社外監査役 鈴木人史	○				○				○	
社外監査役 板倉龍介	○				○	○				
社外監査役 林繁雄	○		○			○		○		○

第4号議案 役員賞与の支給の件

当期(第108期)の業績に対する貢献に報いるため、社外取締役3名を除いた取締役6名に対し、役員賞与として、総額33,926,000円を支給いたしたいと存じます。

なお、本議案の内容は、取締役会が、事業報告「3. 会社役員に関する事項 (4) 取締役および監査役の報酬等」に記載の基本方針に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の報酬委員会の審議・答申を受けてこれを決定しており、相当であると判断しております。また、各取締役に支給する具体的な金額の決定は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により依然として厳しい状況が続いているものの、北米、欧州およびアジアにおいては景気は持ち直しております。中国においては、新型コロナウイルス感染症の感染再拡大の影響により、一部で経済活動が抑制されているものの、景気は持ち直しの動きがみられます。国内経済においては、景気は持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられます。また、世界経済、日本経済ともにウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での下振れリスクに注意する必要があります。

当社グループの主要取引先であります自動車業界においては、新型コロナウイルス感染拡大に伴う部品供給不足等により、日本、北米および欧州においては新車販売台数が前年に比べ減少しております。中国およびアジアにおいては新車販売台数が前年に比べ増加しております。

こうした状況の中、当社グループにおいては2021年度から2023年度を対象とする中期経営方針を策定し、選ばれる会社・勝ち抜く会社に向けた強化、真のグローバル企業への取り組み強化、持続可能な企業基盤の強化の3つを柱として、強固で持続可能なグローバル企業を目指しております。

当連結会計年度の業績は、売上高は5,721億円(前年度比22.6%増)となりました。利益につきましては、売価変動等の減益要因により、営業利益は61億円(前年度比21.4%減)、経常利益は78億円(前年度比1.9%減)となり、親会社株主に帰属する当期純利益は33億円(前年度比19.2%減)となりました。

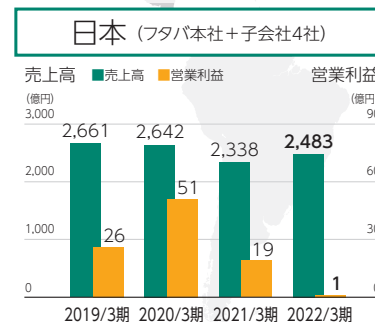
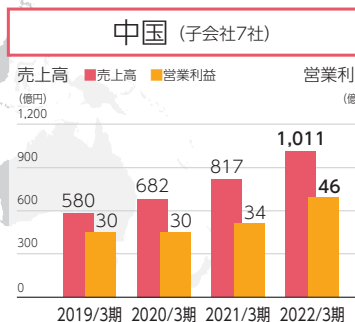
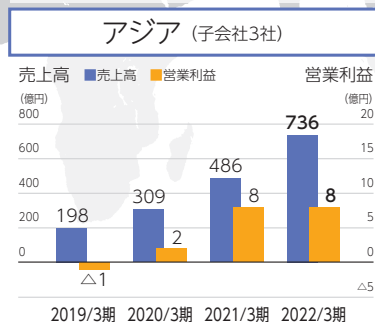
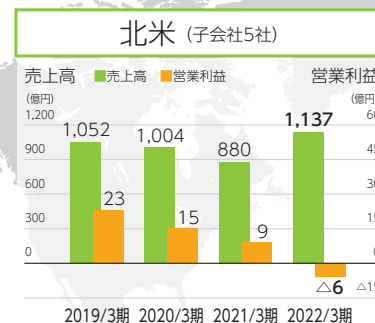
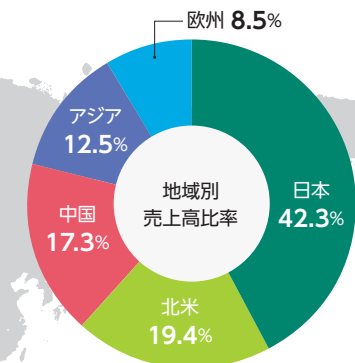
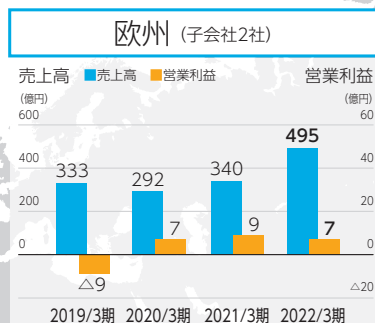
連結業績推移



セグメント別の業績は次のとおりであります。

- ①日本 …… 売上高は2,483億円と前年度に比べ145億円（6.2%増）の増収となりました。セグメント利益は1億円（前年度比90.0%減）となりました。
- ②北米 …… 売上高は1,137億円と前年度に比べ257億円（29.2%増）の増収となりました。セグメント損失は6億円（前年度は9億円のセグメント利益）となりました。
- ③欧州 …… 売上高は495億円と前年度に比べ155億円（45.6%増）の増収となりました。セグメント利益は7億円（前年度比26.4%減）となりました。
- ④中国 …… 売上高は1,011億円と前年度に比べ194億円（23.8%増）の増収となりました。セグメント利益は46億円（前年度比35.2%増）となりました。
- ⑤アジア …… 売上高は736億円と前年度に比べ249億円（51.3%増）の増収となりました。セグメント利益は8億円（前年度比1.8%減）となりました。

地域別売上高・営業利益



(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資の状況につきましては、新規受注に伴う金型等投資、生産性向上のための合理化・省力化投資および海外生産拠点への投資を中心に総額370億円を実施しました。これらに要した資金は、主に自己資金および借入金から充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

自動車産業はいま、過去に例のない大変革期を迎えています。社会が大きく変わる中で、フタバグループも大胆な変革に向け取り組んでいます。10年後、20年後も“選ばれる会社”“勝ち抜く会社”であるためには、これまでのように「安全」「品質」をベースとした競争力だけでなく、「新たな価値を生み出す力」と、他社に先駆けて新しいニーズに応える「スピード」がますます重要になっていきます。私たちが向かうべき方向を再確認するために、「2030年めざす姿」とそれに向けた「行動宣言」を策定しました。

2030年めざす姿	行動宣言
<ul style="list-style-type: none"> ● 自ら考え行動し果敢に挑戦する集団 ● モノづくりと技術のグローバル企業 ● 創造力と実行力で持続可能な企業 	<p>お客様の期待を超える『発想』と『知恵』と『素早い実行』で『安全・環境技術』を提案し、モビリティをコアに社会へ貢献します</p>

また、2030年に向けて中期経営方針として

- | | | |
|-----------------------|---------------------|----------------|
| ① 選ばれる会社、勝ち抜く会社に向けた強化 | ② 真のグローバル企業への取り組み強化 | ③ 持続可能な企業基盤の強化 |
|-----------------------|---------------------|----------------|

を策定しました。これらをもとに、グローバルで経営・収益基盤をさらに充実させるとともに、デジタル化とモノづくりのイノベーションにリソースを投入し、強固で持続可能なグローバル企業を目指し、努力してまいります。

近年の自動車産業を取り巻く環境変化としまして、以下の項目が挙げられます。

- | | |
|------------------------|--------------------------|
| • 脱炭素社会、カーボンニュートラルへの対応 | • CASEによるお客様のバリューチェーンの変化 |
| • デジタル社会の到来 | • 環境(電動・燃料電池)車への期待加速 |

それらを鑑みまして、当社グループでは以下の項目を今後の課題と捉えております。

- SDGsを通じた社会への貢献
- デジタル技術を活用し、勝ち抜くための戦略的企業基盤の構築および意識改革
- 標準化、デジタル化の推進によるモノづくり力の強化
- 競争力強化に向けた技術力の革新とビジネスモデルの進化

そのため、戦略的SDGsの達成につながる14のマテリアリティを最優先に取り組み、企業価値向上戦略をオールフタバで推進してまいります。

お客様が求める新たな商品・ソリューションを創造し、素早く商品化できる仕事のやり方（仕組み・組織・能力）への変革を目指すとともに、DX推進組織が全社と連携し、牽引することで強力にDXを推進します。

CASEによる産業構造の変化により、お客様は多くの経営資源を投入されるため、サプライヤーとしてのビジネス領域も高付加価値領域へ移行させ、お客様へボデーの構造開発提案をしていきます。

従来のやり方の延長線上ではなく、新たな時代に選ばれる会社・勝ち抜く会社になるために、役員および従業員一人ひとりが風土・意識改革し、変化を恐れず果敢に挑戦する集団を目指す所存です。

(4) 財産および損益の状況の推移

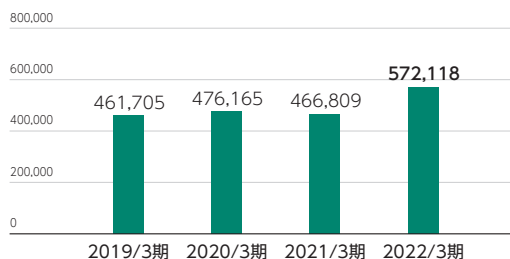
(百万円)

区分	第105期 (2018/4~2019/3)	第106期 (2019/4~2020/3)	第107期 (2020/4~2021/3)	第108期 (2021/4~2022/3)
売上高	461,705	476,165	466,809	572,118
経常利益	6,449	9,968	7,962	7,807
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,509	6,357	4,095	3,307
1株当たり当期純利益 (円)	39.22	71.03	45.73	36.94
総資産	249,061	253,517	290,194	309,487
純資産	75,211	76,488	87,216	90,014

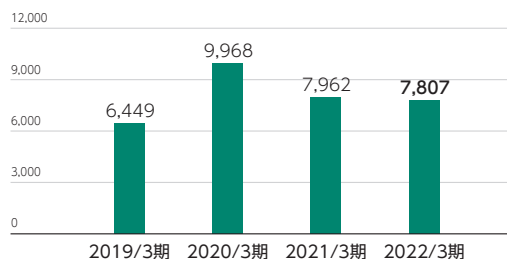
- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。
 2. 当連結会計年度より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当連結会計年度の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

ご参考

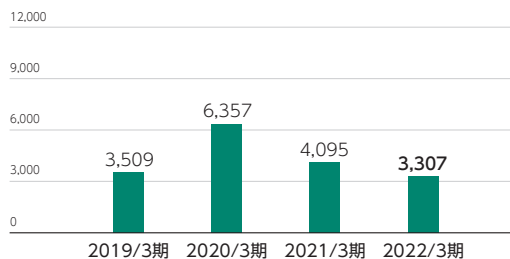
売上高 (百万円)



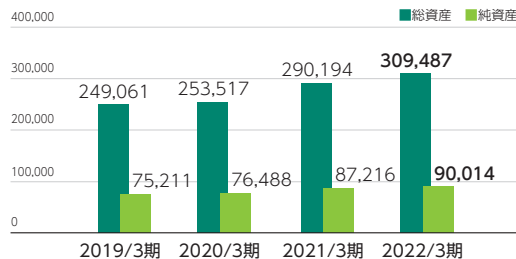
経常利益 (百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



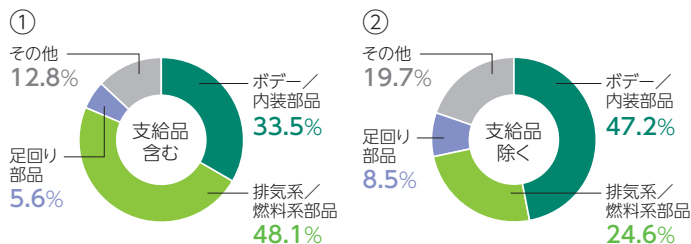
総資産・純資産 (百万円)



(5) 主要な事業内容

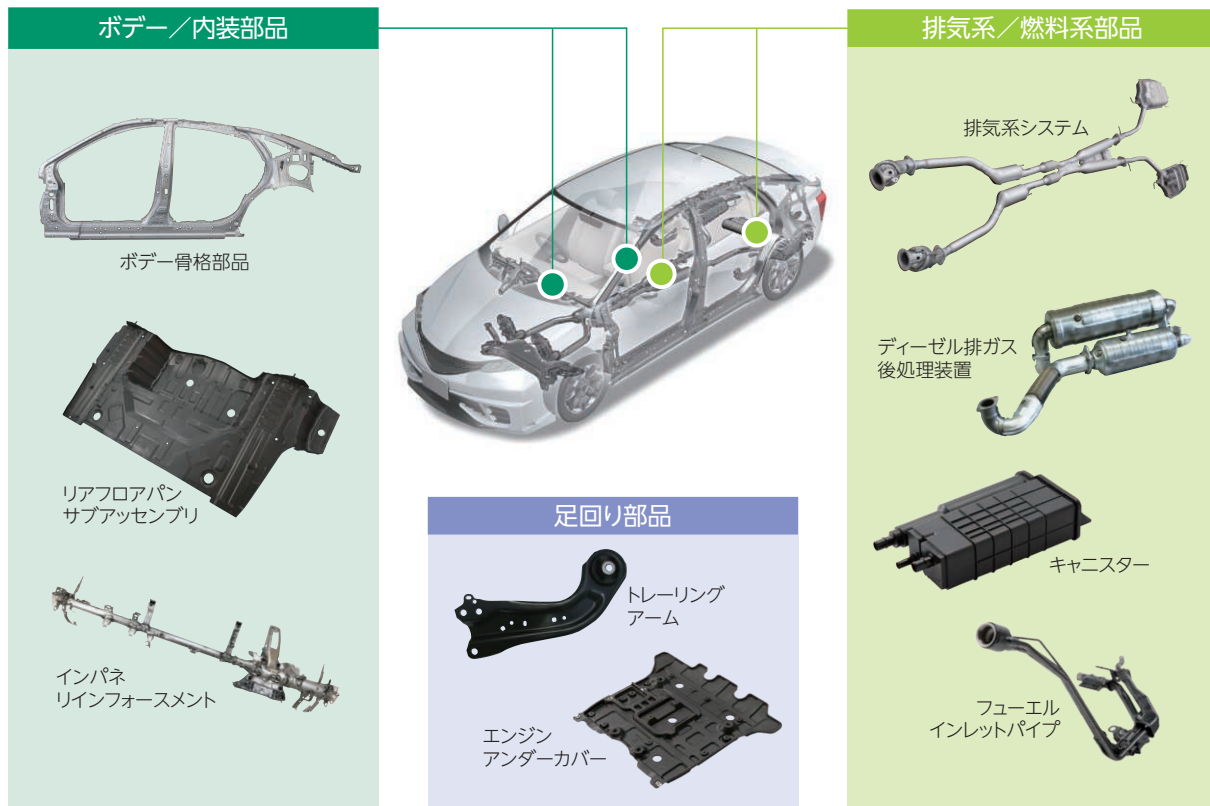
フタバグループは、自動車等車両部品、情報環境機器部品、外販設備、農業製品の製造・販売を主要な事業内容としています。

製品別売上高比率



(注) ①は2022年3月期の通期実績。①から排気系部品に使用される触媒等の得意先支給品を除くと②になる。

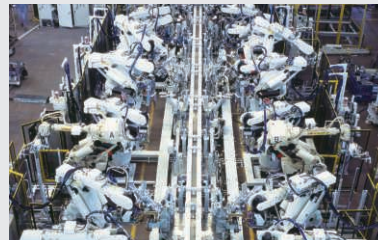
自動車等車両部品



外販設備事業 (組立溶接設備、治具)

外販設備事業

国内外の自動車完成工場に向けて組立溶接ラインを製作しています。デジタル技術・シミュレーション等最新の技術を駆使して、営業活動から構想検討、設計製作、トライ調整まで一貫で設備づくりを行っています。



▲組立溶接設備

その他 (農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置等、複写機、複合機、プリンター、デジタル印刷機等の用紙搬送ユニットおよび精密部品) 等

農業事業

自動車部品開発で培ったコア技術を応用し、農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置「agleaf®(アグリーフ)」を製造・販売しています。



▲農業ハウス栽培用CO₂貯留・供給装置「agleaf®」



情報環境機器事業

自動車部品製造で培ったプレス・溶接技術と精密な組立技術により、カラー複合機等の部品を生産しています。設計・開発・生産・納入までの一貫した体制による付加価値の高いモノづくりに努めています。



◀複写機
トレイモジュール

(6) 主要な拠点

① 当社

名称		所在地
工場	本 社	愛知県岡崎市
	岡崎工場	愛知県岡崎市
	六ッ美工場	愛知県岡崎市
	高橋工場	愛知県岡崎市
	緑工場	愛知県豊田市
	知立工場	愛知県知立市
	幸田工場	愛知県額田郡幸田町
	田原工場	愛知県田原市

② 子会社

「(7)重要な子会社の状況」をご参照ください。

ご参考

国内拠点



■ 連結子会社 ▲ 関連会社



(7) 重要な子会社の状況

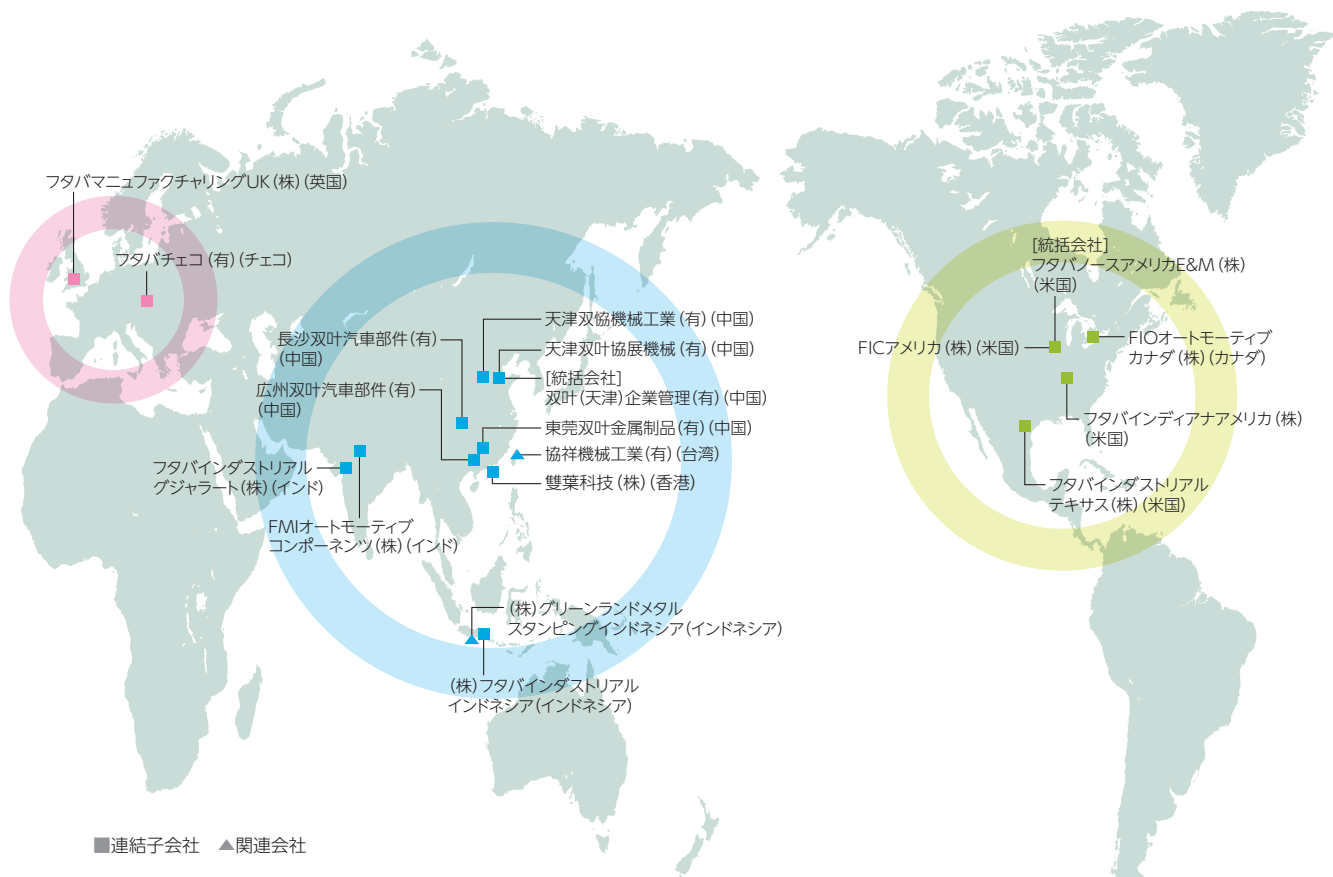
会社名	所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社フタバ九州	福岡県直方市	460百万円	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバ平泉	岩手県西磐井郡平泉町	495百万円	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバ須美	愛知県額田郡幸田町	100百万円	97.5%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバ総合サービス	愛知県岡崎市	10百万円	100.0%	福利厚生施設の管理運営等
フタバノースアメリカE&M株式会社	米国イリノイ州	1百万米ドル	100.0%	北米子会社の統括および管理支援
FICアメリカ株式会社	米国イリノイ州	14百万米ドル	(注1) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインディアナアメリカ株式会社	米国インディアナ州	10百万米ドル	(注1) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインダストリアルテキサス株式会社	米国テキサス州	10百万米ドル	(注1) 100.0%	自動車等車両部品の製造販売
FIOオートモーティブカナダ株式会社	カナダオンタリオ州	99百万カナダドル	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバマニュファクチャリングUK株式会社	英国ランカシャー州	18百万英ポンド	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバチェコ有限会社	チェコハブリチコフブラッド	1,340百万チェココルナ	85.0%	自動車等車両部品の製造販売
双叶(天津)企業管理有限公司	中国天津市	2百万米ドル	100.0%	中国子会社の統括および管理支援
雙葉科技株式会社	香港九龍	100香港ドル	95.0%	情報環境機器部品の販売
天津双協機械工業有限公司	中国天津市	6百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
天津双叶協展機械有限公司	中国天津市	11百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
広州双叶汽車部件有限公司	中国広東省広州市	29百万米ドル	81.0%	自動車等車両部品の製造販売
東莞双叶金属制品有限公司	中国広東省東莞市	23百万米ドル	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
長沙双叶汽車部件有限公司	中国湖南省長沙市	12百万米ドル	100.0%	自動車等車両部品の製造販売
FMIオートモーティブコンポーネンツ株式会社	インドハリヤーナー州	900百万インドルピー	51.0%	自動車等車両部品の製造販売
フタバインダストリアルグジャラート株式会社	インドグジャラート州	2,563百万インドルピー	95.0%	自動車等車両部品の製造販売
株式会社フタバインダストリアルインドネシア	インドネシアブカシ県	70百万米ドル	83.4%	自動車等車両部品の製造販売

(注) 1. フタバノースアメリカE&M株式会社の100%子会社であります。

2. 双叶金属制品(深圳)有限公司は2021年6月に持分(出資金)をすべて売却したため、重要な子会社から除外しております。

3. 双叶(常州)管理有限公司は2021年12月に清算手続きが完了したため、重要な子会社から除外しております。

2022年3月31日現在、当社の連結子会社は上記21社であり、持分法適用会社は2社であります。当期の連結売上高は5,721億円、連結経常利益は78億円、親会社株主に帰属する当期純利益は33億円であります。



(8) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

区分	当連結会計年度末従業員数	前連結会計年度末比増減
従業員数	10,706名	159名減

②当社の従業員の状況

区分	当期末従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
従業員数	3,716名	101名増	38.2歳	15.5年

(9) 主要な借入先

借入先	借入金残高(百万円)
株式会社三井住友銀行	21,985
株式会社みずほ銀行	10,756
シンジケートローン※1	8,000
株式会社三菱UFJ銀行	6,045
シンジケートローン※2	5,000
シンジケートローン※3	5,000
株式会社山口銀行	4,000
シンジケートローン※4	4,000
シンジケートローン※5	3,000
三井住友信託銀行株式会社	2,621

(注) シンジケートローン※1、※2は、株式会社三井住友銀行を幹事とするシンジケート団からの借入、
 シンジケートローン※3は、株式会社みずほ銀行を幹事とするシンジケート団からの借入、
 シンジケートローン※4は、株式会社三菱UFJ銀行を幹事とするシンジケート団からの借入、
 シンジケートローン※5は、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケート団からの借入であります。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 200,000,000株

(2)発行済株式の総数 89,580,827株
(自己株式数20,177株を含む。)

(3)株主数 9,242名

(4)大株主の状況（上位10名）

大株主の氏名または名称	持株数(千株)	持株比率(%)
トヨタ自動車株式会社	28,116	31.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,885	9.9
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,082	4.5
株式会社三井住友銀行	3,063	3.4
フタバ協会持株会	3,058	3.4
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,919	3.2
フタバ従業員持株会	1,330	1.4
株式会社三菱UFJ銀行	1,290	1.4
三井住友信託銀行株式会社	1,162	1.2
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	1,146	1.2

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

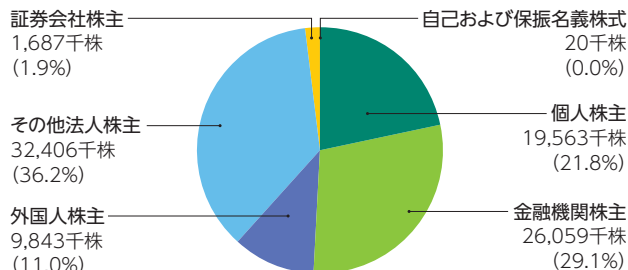
(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

・取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

	株式数(株)	交付対象者数(名)
取締役（社外取締役を除く。）	28,474	6
社外取締役	0	0
監査役	0	0

所有者別持株比率



3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

氏名		会社における地位	担当および重要な兼職の状況
吉 貴 寛 良	※	取締役社長※	
魚 住 吉 博	#	取締役執行役員	経営全般
岩 月 幹 雄		取締役執行役員	生産・生産技術担当、CDO (Chief Digital Transformation Officer)
吉 田 隆 行		取締役執行役員	部品企画統括・技術・品質保証担当、技術本部長
高 橋 友 寛		取締役執行役員	経営企画・営業・調達担当、経営企画本部長、調達本部長
大 橋 二三夫		取締役執行役員	総務・人事・経理担当、経理・財務本部長
社外 独立 堀 江 正 樹		取締役	公認会計士堀江正樹会計事務所所長 イビデン株式会社監査等委員である社外取締役
社外 独立 市 川 昌 好		取締役	東海カーボン株式会社技術顧問
社外 独立 宮 島 元 子		取締役	入谷法律事務所客員弁護士、株式会社カノークス社外取締役
加 藤 和 典	#	#監査役	
社外 宮 部 義 久	#	#監査役	トヨタ自動車株式会社元町工場工場長 トリニティ工業株式会社監査役
社外 独立 鈴 木 人 史		監査役	公認会計士鈴木人史事務所所長、愛知海運株式会社監査役、株式会社ドミー監査役
社外 独立 板 倉 龍 介		監査役	学校法人谷岡学園理事

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
2. 取締役堀江正樹、市川昌好および宮島元子の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役宮部義久、鈴木人史および板倉龍介の3氏は、社外監査役であります。
4. 取締役堀江正樹、市川昌好および宮島元子の3氏、ならびに監査役鈴木人史および板倉龍介の2氏は、東京証券取引所および名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. #印は2021年6月17日開催の第107回定時株主総会において新たに選任された取締役および監査役であります。
6. 監査役磯部利行氏は、2021年6月17日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。
7. 監査役鈴木人史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が当社および当社グループの役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が損害賠償金および訴訟費用を負担することで被る損害が補填されます。

ただし、被保険者が法令違反を認識しながら行った行為等に起因する損害等を対象外とすることにより職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。また、保険料は全額当社が負担しております。各候補者が取締役・監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

(4) 取締役および監査役の報酬等

①報酬等の額またはその算定方式に係る決定に関する方針

1) 基本的な考え方

当社の取締役の報酬は、当社の企業理念の実現を實踐する優秀な人材を確保・維持し、企業価値および株主価値の持続的な向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとしております。具体的には、業務執行を担う取締役の報酬は、月額報酬、賞与および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、月額報酬のみとしております。

また、取締役の報酬の内容について株主をはじめとするステークホルダーに対する説明責任を十分に果たすべく、報酬の内容および決定手続の両面において、合理性、客観性および透明性を備えるものとしております。

2) 月額報酬と賞与の額ないし算定方法、および付与の時期ないし条件等に関する方針

すべての取締役に対し、毎月、あらかじめ定められた金額を、月額報酬として支給します。月額報酬の金額は、地位、職責等に応じて定めるものとし、優秀な人材の確保・維持をはかるために必要な市場競争力を備えるものとなるよう、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しをはかるものとします。

併せて、事業年度ごとの業績に対する貢献に報いるため、業務執行を担う取締役に対し、

一定の金額を賞与として支給します。賞与については、取締役会において各事業年度の連結営業利益、中長期経営計画で定めた目標値の達成度合い等を勘案して支給する金額を算定したうえ、定時株主総会の決議によって定められた金額を、定められた時期に支給します。

3) 株式報酬の内容、その算定方法、および付与の時期に関する方針

株主との価値の共有をはかり、企業価値および株主価値の中長期的な向上に対する貢献意欲を引き出すため、業務執行を担う取締役に對し、事業年度ごとに、業務執行をすることの対価として、原則として当該取締役が退任した直後の時点までを譲渡制限期間とする譲渡制限付株式を割り当てることとし、割り当てられた株式と引換えにする払込みに充てるための金銭債権を、毎年、一定の時期に付与します。割り当てる株式の個数は、地位、職責、株価等を踏まえて決定します。

4) 月額報酬、賞与および株式報酬額の取締役の個人別報酬額に対する割合決定に関する方針

業務執行を担う取締役の種類別の報酬の割合については、地位、職責、他社水準の動向等を踏まえて決定します。なお、報酬の種類ごとの比率は、月額報酬60%、賞与30%、株式報酬10%を一応の目安としております。

5) 個人別報酬等の内容決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、すべて代表取締役社長が決定します。取締役会の決議による委任を受けた代表取締役社長は、過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役の個人別の報酬の内容を決定します。ただし、取締役の株式報酬の個人別の割当て数については、任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して、取締役会の決議により定めます。

②当該方針の決定の方法

当該方針の内容は、基本的には当社において従来から行われてきたものであります。2021年4月27日開催の取締役会において、上記の内容についてあらためて決議がされております。

③当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の支給人員 (名)
		月額報酬	役員賞与	株式報酬	役員退職 慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	189	142	33	13	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	16	16	—	—	—	2
社外取締役	22	22	—	—	—	3
社外監査役	14	14	—	—	—	4

- (注) 1. 当社では取締役および監査役の報酬等に関して、株主総会の決議により、それぞれ取締役の月額報酬30百万円 (1993年6月28日開催のもの)、取締役の譲渡制限付株式報酬33百万円 (2019年6月18日開催のもの)、監査役の月額報酬5百万円 (1993年6月28日開催のもの) を上限とする旨が定められております。これらの決議がされた当時の取締役および監査役の員数は、1993年6月28日開催のものが取締役13名および監査役3名、2019年6月18日開催のものが取締役8名および監査役4名でありました。
2. 上記報酬等の額には、2022年6月22日開催の第108回定時株主総会に付議予定の第4号議案「役員賞与の支給の件」が原案どおり承認可決されることを条件として支払う予定額33百万円を含めております。
3. 取締役 (社外取締役を含む) の個人別の月額報酬および役員賞与については、各取締役の業務の執行の状況等を熟知する代表取締役社長である吉貴寛良が、取締役会の委任を受け、任意の報酬委員会による審議・答申を尊重して、その額を決定しております。
4. 上記には、2021年6月17日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名を含んでおります。

④当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について

①記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容は、過半数を独立社外取締役とする任意の報酬委員会の審議・答申を尊重して決定されております。取締役会は、代表取締役社長より報告を受けた決定の内容と報酬委員会の審議・答申の内容を踏まえて、当該方針に沿うものであると判断しました。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役堀江正樹氏は、イビデン株式会社の監査等委員である社外取締役であり、同社と当社の間には、自動車部品に関する取引があります。当社は材料・部品の仕入全体の0.2%を同社より購入しております。

取締役宮島元子氏は、株式会社カノークスの社外取締役であり、同社と当社の間には、自動車部品に関する取引があります。当社は材料・部品の仕入全体の6.5%を同社より購入しております。

監査役宮部義久氏は、トヨタ自動車株式会社の元町工場工場長であり、同社は当社の主要な取引先であります。当社は製品の55.8%を同社に販売し、材料・部品の仕入全体の17.6%を同社より購入しております。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
社外取締役	堀江 正樹	12回/12回	—	公認会計士としての専門的な知識・知見と当社の監査役在任期間における監査の経験を経営の監督に活かしております。
社外取締役	市川 昌好	12回/12回	—	経営者としての豊富な経験、幅広い見識等を経営の監督に活かしております。
社外取締役	宮島 元子	12回/12回	—	弁護士として長年培われた専門的な知識、経験を経営の監督に活かしております。
社外監査役	宮部 義久	10回/10回	10回/10回 ※定例10回	取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っています。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。
社外監査役	鈴木 人史	12回/12回	14回/14回 ※定例12回、臨時2回	取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っています。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。
社外監査役	板倉 龍介	12回/12回	14回/14回 ※定例12回、臨時2回	取締役会の意思決定の妥当性・適正を確保するための助言・提言を行っています。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議を行っており、経営トップとの定期的な意見交換を実施しております。

(注) 1. 監査役宮部義久氏の取締役会および監査役会出席状況につきましては2021年6月17日の就任以降に開催された取締役会および監査役会を対象としております。

2. 上記の取締役会開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る報酬等の額	75百万円
②当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、フタバノースアメリカE&M株式会社、フタバチェコ有限会社ほか15社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は監査役全員の同意に基づき監査役会が解任いたします。そのほか、会計監査人の会社法関連法令違反や、独立性、専門性、職務の執行状況、そのほかの諸般の事情を総合的に判断して会計監査を適切に執行することが困難であると認められる場合、また、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

5. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

当社が、業務の適正を確保するための体制について取締役会にて決議した内容とその運用状況の概要は次のとおりであります。

当社は、「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」に基づき、グループ全体で適正に業務を遂行します。また、以下の項目を中心とした取り組みにより、TQM活動を通じた維持と改善を繰り返し、業務品質の向上ひいては会社の経営品質の向上に努めます。さらにSDGsのゴールを見据え、持続可能な企業価値向上を目指します。

- a. 『リスク対応のための実務、指導・牽制、監査の役割分担（3つのライン）』等の考え方を織り込んだ業務の仕組みの構築
- b. グループ内での業務に関する役割責任の明確化と、子会社の自律化の実現
- c. TQM活動や業務標準についての教育制度の充実と、それによる全体のレベルの底上げ
これらを通じて高い倫理観を持った人材を増やし、実効性のある組織を構築することでフタバの目指す内部統制を実現します。

- ① 取締役・会社から委任された一定分野の業務執行責任者（以下、執行責任者）が法令および定款に適合する職務を遂行するための体制
「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程を定め、法令および定款に適合する企業の姿勢を取締役・執行責任者とも共有します。
 - 1) 取締役・執行責任者に対する教育研修の場を設けます。
 - 2) 取締役会等意思決定の過程においては、規程に定めた付議事項について十分な議論を行ったうえで適正な意思決定を行います。
- ② 取締役・執行責任者の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役会議事録・本部長会議議事録等、取締役・執行責任者の職務の執行に係る文書・情報（電磁的記録を含む）は、規程に定めたルールに基づいて管理します。
- ③ 会社経営に関するリスクの管理体制
安全・品質・環境・企業倫理等、会社経営に関するリスクに対し社内の専門組織・会議体を設置し、その活動を通じて整備・運用を行います。
 - 1) 予算制度等による資金管理を実施するとともにその運用や見直しの際は、付議基準や役割責任を定めた規程にしたがって必要な会議体で承認を得たうえで業務を行います。

- 2) 資金の流れや管理の体制を文書化するとともに、適切な資産管理に努める等、適切な財務報告の実施に取り組み、適時適切な情報開示を実施します。
 - 3) 災害発生時のマニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置および保険付保等を行います。
 - 4) ITを駆使したグループでの情報活用の高度化を実施するためにセキュリティ対策を織り込んだネットワークを構築します。
- ④ 取締役・執行責任者の職務執行が効率よく実施されるための体制
中長期の方向性を定めた方針および会社方針を基に組織の各段階で方針を具体化し、一貫した方針管理を行います。
- 1) 部門の業務・役割と責任を定めた諸規程に基づき、執行責任者に業務執行権限を与えて、機動的な意思決定をはかることで、職務の効率性確保に努めます。
- ⑤ 従業員が法令および定款に適合する職務を遂行するための体制
「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程等を定め、従業員に対しての教育研修等を通じて、周知徹底します。
- 1) 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施するためのガイドラインを定め、それを徹底します。
 - 2) 内部監査を担当する組織を設置しています。当該部署は各部門から独立しており、その監査結果を適宜取締役会へ報告するとともに監査結果を関係者にフィードバックし、改善提言と再発防止策のフォローアップを行います。
 - 3) 内部通報制度として「フタバヘルプライン」を設け、法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決をはかります。
- ⑥ グループ全体で適正に業務遂行するための体制
子会社へ「FUTABA WAY」、「経営理念」、「フタバ行動指針」および企業倫理に関する規程等を展開し、従業員に対しての教育研修等を通じて、周知徹底します。
- 1) 周知した考え方に基づく業務を、効率よく実施するためのガイドラインを定め、それを徹底します。
 - 2) 会社間の意思決定における役割責任および事前承認事項を明確化した規程に基づき子会社の経営上の重要事項に関しては、当社の取締役会等において審議します。また、子会社取締役への人員派遣等による子会社経営への指導・チェック・サポートを行います。
 - 3) 子会社が設置する内部通報窓口や、当社が設置する「フタバヘルプライン」等を通じて、子会社の法令遵守および企業倫理に関する情報の早期把握および解決をはかります。

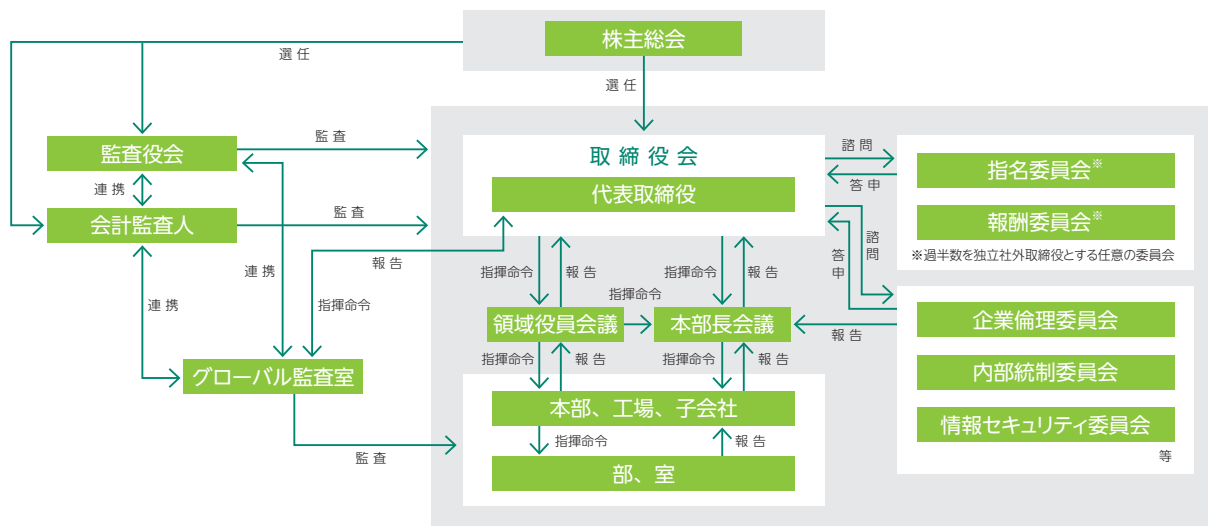
- ⑦ 監査役を補佐する従業員に関する事項および同従業員の独立性確保
監査役室を設置し、監査役の職務を補佐しています。監査役は、監査役室の人事・組織について事前に同意することにより、独立性を確保します。
- ⑧ 取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等が監査役に対する職務執行状況等の報告をするための体制
取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等は、監査役からの求めに応じて、適宜必要な情報を報告します。
- 1) 特に会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
 - 2) 取締役・執行責任者、従業員および子会社の取締役等からの監査役への通報については、通報した者に不利益となるような取り扱いを行いません。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役が、取締役会等の重要な会議への出席、重要文書の閲覧等、経営状況を適宜把握できる体制を確保します。
- 1) 監査役が、代表取締役、会計監査人、内部監査部門等と定期的に意見交換する体制を確保します。
 - 2) 当社は、監査役会が決定した規則に基づき申請された監査費用等を負担します。
- ⑩ 上記体制の運用状況の概要
- 1) 重要な会議の開催状況
当社は、当期中に取締役会を毎月1回、本部長会議を毎月2回それぞれ開催し、「取締役会規則」および「本部長会議規程」に定められているところにしたがって、業務執行に関する意思決定および報告を行っております。これらの会議には、監査役も出席しております。また、これらの会議に関しては、法令および諸規程の定めるところにしたがって議事録を作成し、その議事の要領を記録しております。業務執行に関する意思決定の中で特に機密性の高い案件については毎月1回開催する領域役員会議にて審議・決議を行い、必要に応じて取締役会に上程もしくは本部長会議に報告しております。なお本部長会議、領域役員会議には執行責任者も出席しております。加えて、諸規程に定められているところにしたがい、内部統制委員会（年4回）、企業倫理委員会（原則年3回）等を開催しております。また、取締役会の諮問機関として、任意の「指名委員会」（当期実績7回）と「報酬委員会」（同7回）を開催しております。指名委員会は取締役、執行役員および上級幹部職の選解任・指名に関する、報酬委員会は取締役、執行役員および上級幹部職の報酬の決定に関する手続きの客観性および透明性を確保することを目的として、社外取締役を主要な構成員として開催しております。また、

当社は取締役会の実効性を高める目的で、取締役会出席者に対し第三者機関によるアンケートやインタビューを実施しております。アンケート等で確認された意見・要望をもとに、取締役会の運営方法や、活動内容の見直し・改善を行っております。

2) 関連諸規程の制定等の状況

当社は、法令遵守およびリスク管理に関する諸規程（「企業憲章」、「行動憲章」、「コンプライアンス規程」等）を制定して、取締役および従業員がその職務を遂行するに当たって遵守すべき項目を具体的に定めております。また、当社は、定期的にグローバル監査室において内部監査を実施し、諸規程に定められている事項が遵守されているかどうかを監督・監視しております。加えて、当社は、従業員が遵守すべき事項をまとめた「フタバ行動指針」を作成してすべての従業員に交付するとともに、研修会等を通じてその内容の周知・浸透をはかっております。また、当社の機能系部門業務のあるべき姿を整理した「FUTABA業務品質管理標準」を策定し、当社グループ各社へ展開するとともに、同管理標準を元にした各社業務の改善活動を進めております。

ご参考 フタバ産業のコーポレート・ガバナンス体制



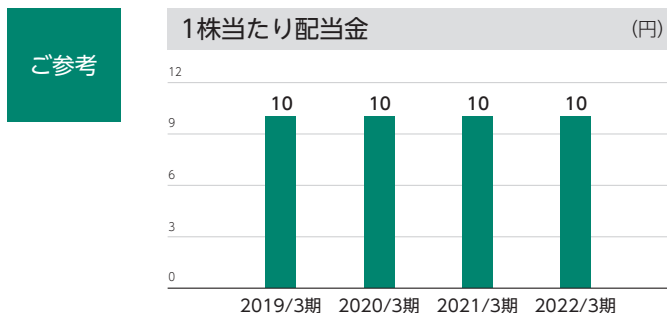
3) 監査役への報告等の状況

当社は、内部監査の結果を、直ちに監査役に報告しております。また、監査役の求めに応じて、内部監査に関する資料の提供を行っております。加えて、監査役は、毎月1回会計監査人およびグローバル監査室長と面談を行い、監査の内容・方法に関する協議および意見交換を行っております。また、原則毎月1回代表取締役と面談を行い、重要な業務執行について意見交換を行っております。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様の利益向上を経営の重要課題のひとつとし、利益配分につきましては、安定的な配当の維持を基本に、経営成績・配当性向等を総合的に勘案し、株主の皆様のご期待に沿うよう努めてまいります。内部留保につきましては、将来にわたる株主の皆様の利益を確保するため、経営基盤をより一層強化・充実するための投資に充当し、今後の事業展開に役立ててまいりたいと存じます。

当社は剰余金の配当等を取締役会の決議をもって行う旨を定款で定めております。当期末の株主配当金については、当期業績に鑑みて、1株につき10円とさせていただきました。



連結計算書類

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	135,367
現金及び預金	6,734
受取手形及び売掛金	89,219
製品	6,166
仕掛品	16,231
原材料及び貯蔵品	7,653
その他	9,360
固定資産	174,120
有形固定資産	143,416
建物及び構築物	33,578
機械装置及び運搬具	60,445
工具、器具及び備品	12,040
土地	14,537
リース資産	1,357
建設仮勘定	21,457
無形固定資産	1,592
ソフトウェア	1,570
その他	22
投資その他の資産	29,111
投資有価証券	17,387
長期貸付金	789
退職給付に係る資産	10,068
繰延税金資産	1,127
その他	955
貸倒引当金	△1,217
資産合計	309,487

科目	金額
負債の部	
流動負債	145,067
支払手形及び買掛金	73,832
電子記録債務	4,150
短期借入金	16,335
1年内返済予定の長期借入金	25,920
未払法人税等	773
未払消費税等	1,831
役員賞与引当金	33
未払費用	11,904
その他	10,284
固定負債	74,406
社債	12,000
長期借入金	43,022
繰延税金負債	9,246
製品保証引当金	225
退職給付に係る負債	8,645
その他	1,267
負債合計	219,473
純資産の部	
株主資本	64,950
資本金	16,820
資本剰余金	9,183
利益剰余金	38,961
自己株式	△14
その他の包括利益累計額	19,269
その他有価証券評価差額金	7,982
為替換算調整勘定	7,300
退職給付に係る調整累計額	3,986
非支配株主持分	5,794
純資産合計	90,014
負債純資産合計	309,487

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

科目	金額	
売上高		572,118
売上原価		543,009
売上総利益		29,108
販売費及び一般管理費		22,993
営業利益		6,115
営業外収益		
受取利息及び配当金	403	
作業くず売却益	566	
持分法による投資利益	709	
為替差益	736	
雑収入	983	3,400
営業外費用		
支払利息	830	
固定資産廃棄損	678	
雑損失	198	1,707
経常利益		7,807
特別利益		
関係会社清算益	11	
投資有価証券売却益	99	110
特別損失		
減損損失	532	
関係会社出資金売却損	1,122	
投資有価証券評価損	7	1,662
税金等調整前当期純利益		6,255
法人税、住民税及び事業税	1,839	
法人税等調整額	198	2,037
当期純利益		4,218
非支配株主に帰属する当期純利益		910
親会社株主に帰属する当期純利益		3,307

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	16,820	13,334	36,549	△19	66,684
当期変動額					
剰余金の配当			△895		△895
親会社株主に帰属する当期純利益			3,307		3,307
自己株式の取得				△30	△30
自己株式の処分		△9		35	26
連結子会社出資金の取得による持分の増減		△4,142			△4,142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	△4,151	2,411	5	△1,734
当期末残高	16,820	9,183	38,961	△14	64,950

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	6,771	1,587	2,597	10,956	9,574	87,216
当期変動額						
剰余金の配当						△895
親会社株主に帰属する当期純利益						3,307
自己株式の取得						△30
自己株式の処分						26
連結子会社出資金の取得による持分の増減						△4,142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	1,211	5,712	1,388	8,312	△3,779	4,532
当期変動額合計	1,211	5,712	1,388	8,312	△3,779	2,798
当期末残高	7,982	7,300	3,986	19,269	5,794	90,014

計算書類

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	57,604
現金及び預金	525
電子記録債権	3,710
売掛金	34,538
製品	1,801
仕掛品	5,145
原材料及び貯蔵品	1,595
未収入金	8,969
関係会社短期貸付金	690
その他	628
固定資産	116,547
有形固定資産	55,671
建物	7,312
構築物	1,625
機械及び装置	13,076
車両及び運搬具	93
工具、器具及び備品	8,694
土地	10,661
リース資産	61
建設仮勘定	14,145
無形固定資産	1,396
ソフトウェア	1,378
その他	17
投資その他の資産	59,480
投資有価証券	3,391
関係会社株式	34,021
関係会社出資金	15,413
長期貸付金	736
従業員に対する長期貸付金	24
前払年金費用	6,430
その他	677
貸倒引当金	△1,214
資産合計	174,152

科目	金額
負債の部	
流動負債	65,011
電子記録債務	3,909
買掛金	32,049
短期借入金	2,800
関係会社短期借入金	600
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払金	2,013
未払費用	6,616
未払法人税等	179
未払消費税等	536
役員賞与引当金	33
その他	1,273
固定負債	51,101
社債	12,000
長期借入金	25,000
繰延税金負債	5,061
退職給付引当金	8,423
製品保証引当金	225
その他	390
負債合計	116,112
純資産の部	
株主資本	50,055
資本金	16,820
資本剰余金	13,518
資本準備金	13,470
その他資本剰余金	48
利益剰余金	19,730
その他利益剰余金	19,730
繰越利益剰余金	19,730
自己株式	△14
評価・換算差額等	7,984
その他有価証券評価差額金	7,984
純資産合計	58,039
負債純資産合計	174,152

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

科目	金額	
売上高		246,339
売上原価		233,769
売上総利益		12,570
販売費及び一般管理費		13,052
営業損失		481
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,143	
作業くず売却益	486	
為替差益	250	
雑収入	358	7,239
営業外費用		
支払利息	197	
固定資産廃棄損	159	
雑損失	41	398
経常利益		6,358
特別利益		
関係会社清算益	88	
投資有価証券売却益	99	187
特別損失		
関係会社出資金売却損	1,324	
投資有価証券評価損	7	1,331
税引前当期純利益		5,214
法人税、住民税及び事業税	465	
法人税等調整額	△981	△515
当期純利益		5,730

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	16,820	13,470	57	13,527	14,895	14,895
当期変動額						
剰余金の配当					△895	△895
当期純利益					5,730	5,730
自己株式の取得						
自己株式の処分			△9	△9		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	△9	△9	4,834	4,834
当期末残高	16,820	13,470	48	13,518	19,730	19,730

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△19	45,224	6,774	6,774	51,999
当期変動額					
剰余金の配当		△895			△895
当期純利益		5,730			5,730
自己株式の取得	△30	△30			△30
自己株式の処分	35	26			26
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			1,209	1,209	1,209
当期変動額合計	5	4,830	1,209	1,209	6,040
当期末残高	△14	50,055	7,984	7,984	58,039

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

PwC あらた有限責任監査法人
名古屋事務所

2022年5月20日

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 山 中 鋭 一
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 小 林 正 英

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フタバ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フタバ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を適読し、適読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

フタバ産業株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

2022年5月20日

名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 山中 鋭一

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小林 正英

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フタバ産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。))について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第108期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、監査役の職務分担等を定め、毎月定期的に監査役会を開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務分担等に従い、インターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、必要に応じて子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日

フタバ産業株式会社 監査役会

常勤監査役	加藤和典	㊟
社外監査役	宮部義久	㊟
社外監査役	鈴木人史	㊟
社外監査役	板倉龍介	㊟

以上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	定時株主総会・期末配当：毎年3月31日 中間配当：毎年9月30日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031(フリーダイヤル) 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の 本店および全国各支店で行っております。
単元株式数	100株
公告方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞および中部経済新聞に掲載します。
上場証券取引所	東京および名古屋証券取引所

株主様のご住所・お名前に使用する文字に関してのご案内

株券電子化実施に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部または一部をほふりが指定した文字またはカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。

このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。

なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等（特別口座の場合は特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社）にお問い合わせください。



WEBサイトのご案内

フタバ産業の企業・決算情報はウェブサイトよりご確認くださいませ。

当社ウェブサイト

<https://www.futabasangyo.com/>

フタバ産業 検索



▲トップページ



▲「株主・投資家情報」のページ

「株主・投資家情報」のページでは決算情報や最新IR情報などをご覧いただけます。

中期経営計画

長期ビジョン

2030年
めざす姿

●自ら考え行動し
果敢に挑戦する集団

●モノづくりと技術の
グローバル企業

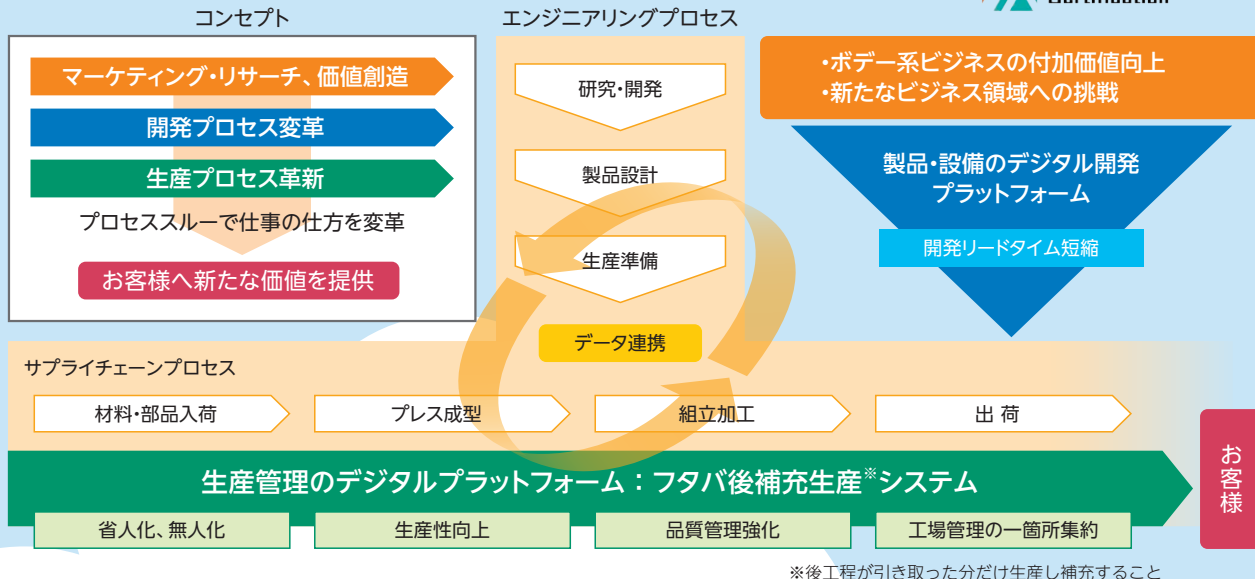
●創造力と実行力で
持続可能な企業



中期経営計画の骨子

- ✓ **選ばれる会社、勝ち抜く会社に向けた強化**
 - お客様目線を意識した活動（困りごとの解決提案）
 - 部品事業の収益最大化
- ✓ **真のグローバル企業への取り組み強化**
 - 本社のグローバル化促進
 - 中長期の事業戦略の実行
- ✓ **持続可能な企業基盤の強化**
 - 企業価値の向上
 - 新しい時代に向けた意識改革
 - デジタル社会への環境整備

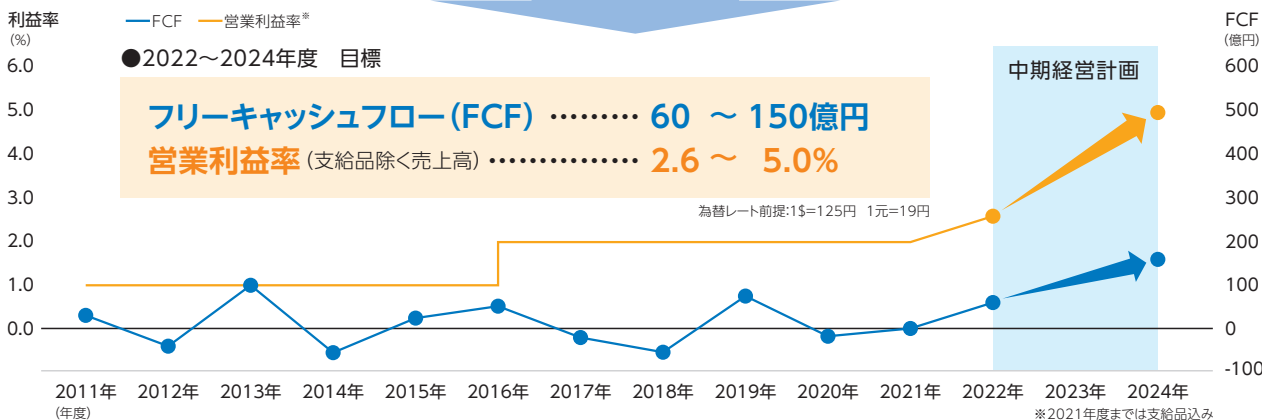
デジタル活用による、モノづくりプロセスの変革(～2025)



重点取り組みと目標

●重点取り組み

- デジタル技術を活用した会社の変革の実現
- 業界ベストを目指したモノづくり改革
- 持続可能な成長に向けたCNへの取り組み



トピックス

1 新型ランドクルーザー向け部品の生産開始

2021年8月からトヨタ自動車株式会社のSUV ランドクルーザー向け部品の生産を開始しました。ボデー部品、排気系部品の生産を行っております。

● 新型ランドクルーザー向けに生産している主な品目



2 フタバ平泉の新工場稼働

子会社の株式会社フタバ平泉に新工場を建設しました。2022年5月より生産を開始し、2023年1月にフル生産を予定しています。

同工場を『生産DXのモデル工場』と位置付け、デジタル技術の導入により、高い生産性を実現してまいります。



3 CN(カーボンニュートラル)に向けた取り組み

工場のCO₂排出量削減目標(単体) 2030年度 ▲50%以上
(2013年度比)

※フタバグループ(仕入先含む)で達成に向け取り組み中

CO₂排出量削減の取り組み事例

電動化への取り組み

- 消音効率向上による小型・軽量化



無駄な電力の抑制

- 工場の空調用熱源の更新(A重油式から電気式へ)



ボデー軽量化による燃費向上

- 1470MPa超ハイテン材の加工技術を確立

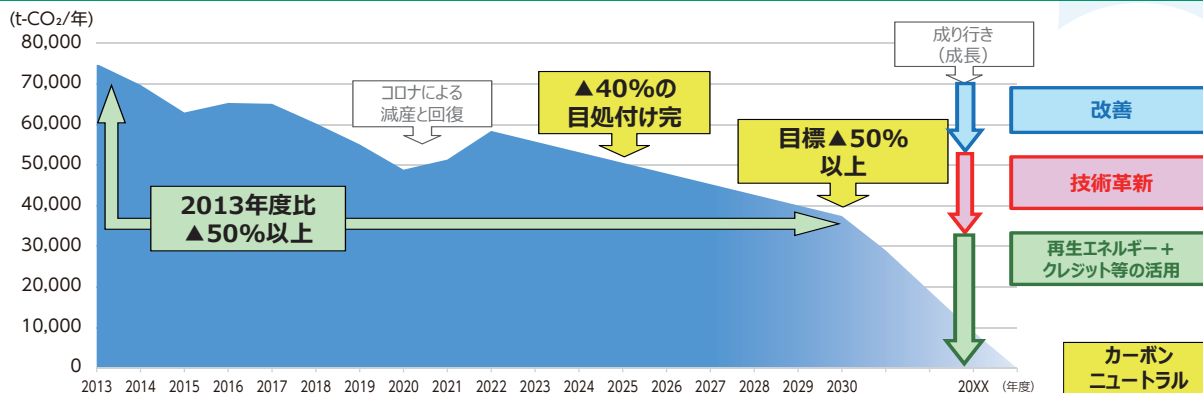


その他の取り組み

- 太陽光発電パネルの設置など



カーボンニュートラルへのアプローチ



株主総会 会場ご案内略図

会場 愛知県岡崎市羽根町字貴登野15
岡崎市シビックセンター 4Fコンサートホール

会場が前回と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください

- JR岡崎駅東口から北へ 徒歩7分
- 名鉄東岡崎駅から名鉄バス「JR岡崎駅」方面等乗車
「岡崎市シビックセンター」バス停下車徒歩1分
- 駐車場には限りがありますので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。
- 当日午前9時から開場の予定です。

株主総会 会場



岡崎市シビックセンター
4Fコンサートホール

